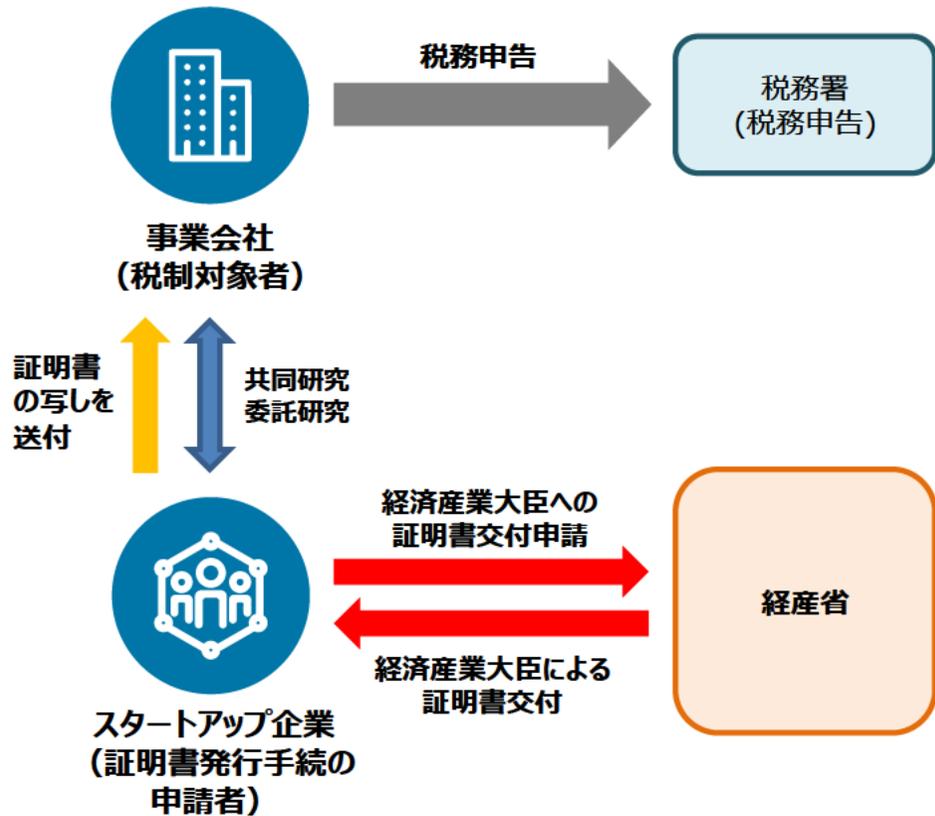
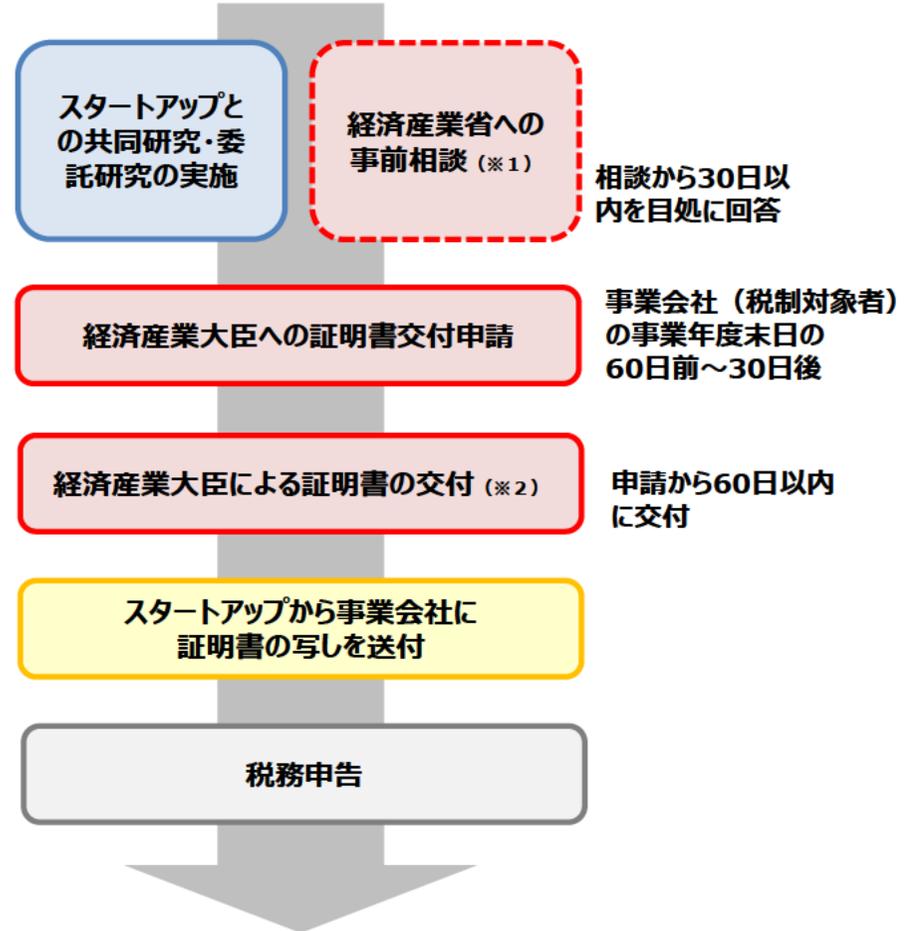


# 特別試験研究費税額控除制度におけるスタートアップとの共同研究等に係る手続きについて

## 手続きのスキーム



## 手続きの流れ



- ※1：事前相談は任意ですが、証明書交付申請の円滑化のためお勧めしております。  
※2：証明を受けた内容に関して税務申告までに変更が生じた場合は、経済産業大臣への変更証明書交付申請を行ってください。

# 経済産業大臣による証明の対象となる研究開発型スタートアップの要件

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 (平成二十六年経済産業省令第一号) ) 第2条第3号)

## 次に掲げる要件の全てを満たす株式会社

### ① 会社の子会社に属さないもの

- 発行済株式の総数の2分の1を超える株式が同一の会社及び当該会社と特殊の関係のある会社の所有に属している会社以外の会社であること (※)

### ② 未上場の株式会社

- 金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の1第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること

### ③ VC等の出資先であること

- その発行する株式が投資事業有限責任組合 (投資事業有限責任組合契約に関する法律 (平成10年法律第90号) 第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの (事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。) に限る。) の組合財産である会社
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成20年法律第63号) 第34条の6第1項の規定により出資を受ける同項第1号に掲げる者

### ④ 設立15年未満 (設立10年以上の場合は営業損失を生じている者に限る。) であること

- 設立の日以後の期間が10年未満の会社
- 設立の日以後の期間が10年以上15年未満の会社であって、営業損失を生じているもの

### ⑤ 売上高研究開発費比率10%以上

- 直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が100分の10以上であるもの

※注：上記要件を全て満たし、経済産業大臣による証明を受けた場合であっても、**租税特別措置法施行令 (昭和三十二年政令第四十三号) 第27条の4第27項第3号イ～ハに該当する場合、特別試験研究費税額控除制度における税額控除を受けることはできません。**